

東村山市立東村山第六中学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長 副校長 生活指導主任 特別支援教育コーディネーター 養護教諭 各学年担当者
スクールカウンセラー 特別支援教室専門員

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

教育サポート委員会内に設置する。
生活指導部、及び教務部（研修）と連携を図る。

(3)「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容 【実施予定時期等も記載する。】

定期的な情報交換（週1回）、対応の検討
いじめ実態調査（アンケート形式）（6月、10月、1月）
スクールカウンセラーによる面談（4月）
スクールカウンセラーによる生徒理解に関わる研修会（5月、11月）

(4)「学校サポートチーム」の構成（役職等）

学校いじめ対策委員 東村山警察署 小平児童相談所 子ども家庭支援センター

(5)「学校サポートチーム」の主な取組内容

関係諸機関との情報交換
問題解決に向けた対応の検討

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1)未然防止のための取組

生徒とのコミュニケーションを十分に図り、受容的・共感的に聞く姿勢を大切にする
定期的な情報交換（学年会、校内委員会）
生徒理解に関わる研修会
授業規律等の確立を目指した取組
道徳授業を中心とした生命尊重教育、人権教育の充実
生徒への啓発（全校朝礼講話、学年朝礼講話、生活指導だより等を使った学級講話等、他）

(2)早期発見のための取組

定期的な情報交換（週1回）
いじめ実態調査（アンケート形式）（6月、10月、1月）
スクールカウンセラーによる面談（4月）
生徒理解に関わる研修会（5月）
生徒の行動観察やコミュニケーションを通して小さな変化に気付く
個別面談
東京都教育委員会等が作成する外部相談機関の連絡先の周知（適宜）

(3) 早期対応のための取組

①初期対応の取組

事実確認と対応を検討する。 保護者、関係諸機関と連携を図り、生徒支援の体制を整える。
状況によりスクールカウンセラーによる支援を行う。

②被害児童・生徒への取組

いじめの事実関係を把握する。
保護者との共通理解の下に、被害生徒の安全の確保と心のケアを含めた全面的な支援を行う。

③加害児童・生徒への取組

いじめの事実関係を確認する。
保護者との共通理解の下に、規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けた指導を行う。

④周囲の児童・生徒への取組

全員が当事者であることを理解させる。 共感的な人間関係づくりを行う。
自己存在感が味わえる学校づくりを行う。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

適宜、教育委員会をはじめ、関係諸機関との連携を図る。
状況に応じて学校サポートチームによる委員会、保護者面談、保護者会等を行う。

(4) 重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の生徒に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該生徒の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の生徒やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

4 校内における研修体制

教務部（研修）、生活指導部が中心となり研修を進める。
いじめに関わる情報の共有化、及び生徒理解に関わる研修
いじめ防止に関わる指導の在り方についての事例研修
生活指導主任会の月例報告やいじめアンケートの報告用紙等に記録し、子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底を図る

5 検証と改善について

- ・教育サポート委員会及び生活指導部が年度末の学校評価において検証を行う。
- ・「学校いじめ基本方針」の具体的な改善策が必要と認められた場合は、教育サポート委員会提案として運営委員会で審議され、職員会議にて周知後、改善される。